改正 平成25年 5月16日北関東防衛局達第 4号

小笠原出張所の設置に関する達を次のように定める。

平成19年9月1日

北関東防衛局長 德地 秀士

小笠原出張所の設置に関する達

(設置)

第1条 北関東防衛局の所掌事務の一部を分掌させるため、北関東防衛局に、小笠原出張 所を置く。

(所掌事務)

第2条 小笠原出張所においては、地方防衛局の内部組織等に関する訓令(平成19年防衛省訓令第54号)第209条第1項各号に掲げる事務をつかさどる。

(位置及び管轄区域)

第3条 小笠原出張所の位置及び管轄区域は、次のとおりとする。

位置	管轄区域
東京都小笠原村	東京都小笠原村

(出張所長)

- 第4条 小笠原出張所の長は、小笠原出張所長とする。
- 2 小笠原出張所長は、北関東防衛局長の指揮監督を受け、小笠原出張所の事務を掌理する。

(係)

- 第5条 小笠原出張所に、施設係を置く。
- 2 施設係においては、第2条に掲げる事務をつかさどる。 (係長)
- 第6条 施設係に、施設係長を置く。
- 2 施設係長は、命を受け、施設係の事務を掌理する。

附則

- この達は、平成19年9月 1日から施行する。
 - 附 則(平成25年5月16日北関東防衛局達第4号)
- この達は、平成25年5月16日から施行する。